

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	三六四	○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件三件	三六六
○生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	三六四	○救急病院等を定める省令第一条第一項の申出を撤回した件	三六六
○生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件	三六五	○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三六六
○生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件	三六五	○地籍調査の成果について認証した件二件	三六七
○生活保護法による指定医療機関の指定を辞退した件	三六五	○道路の区域を変更する件	三六七
○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件	三六五	○堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件	三六七
○生活保護法による指定を受けた施術者が事業を廃止した旨届出があった件	三六五	公 告	三六七
		○平成二十二年度福島県職員採用選考予備試験を実施する件	三六六
		○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件	三六六
		○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	三六六
		○建築士法による免許を取り消した件	三六九

告 示

福島県告示第三百八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、

医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十二年六月八日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
今泉須賀川医院	須賀川市南町三二〇	平成二十二年二月一日
原歯科医院	田村郡三春町熊耳下荒井一九〇一	平成二十二年四月一日
小山歯科医院	会津若松市米代一三三三	平成二十二年二月一日
アイル薬局須賀川店	須賀川市山寺三三	平成二十二年一月一日
ありす薬局	会津若松市湯川町一五八木下ビル一階	平成二十二年三月一日
キユウキユウ堂薬局ラヴィパレ店	福島市早稲町四一六ラヴィパレ一番丁一階	同 年四月一日
エール薬局相馬店	相馬市大曲字大毛内五二二三	同 年四月一日

福島県告示第三百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十二年六月八日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地
ささや鈴木内科	福島市笹谷字出水上一〇 一一
変更前	福島市笹谷字片目清水三一 一〇
変更後	
コスモ調剤薬局材木町店	会津若松市材木町二二三 八
	会津若松市材木町二一四 二

(社会福祉課)

福島県告示第三百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十二年六月八日

名 称 所 在 地 福島県知事 佐藤雄平
三春中央クリニック 田村郡三春町八島台七―五―一七 廃止年月日
平成二十二年一月二〇日
医療法人増戸内科医院 会津若松市駅前四―一―六 同 年三月二日

小山歯科医院 会津若松市米代一―三―三三 同 年一月二七日
今泉須賀川医院 須賀川市南町三二〇 同 月三〇日
株式会社伊藤薬局 須賀川市本町五―一―〇 平成二十一年九月三〇日

有限会社寿田薬局 耶麻郡猪苗代町字新町四九三〇 同 年一月一日
アイル薬局須賀川店 須賀川市西川字前田一〇 同 月三十一日
ありす薬局 会津若松市湯川町一―一―五四 平成二十二年二月二八日

（社会福祉課）

福島県告示第三百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
平成二十二年六月八日

名 称 所 在 地 福島県知事 佐藤雄平
篠木歯科医院 福島市旭町四―二―六 休止年月日
平成二十一年一月一日

（社会福祉課）

福島県告示第三百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。
平成二十二年六月八日

名 称 所 在 地 福島県知事 佐藤雄平
篠木歯科医院 福島市旭町四―二―六 再開年月日
平成二十二年一月四日

（社会福祉課）

福島県告示第三百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
平成二十二年六月八日

名 称 所 在 地 福島県知事 佐藤雄平
なかつか耳鼻科 白河市大手町一〇―一 指定辞退年月日
平成二十二年四月一日

（社会福祉課）

福島県告示第三百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成二十二年六月八日

氏 名 住 所 福島県知事 佐藤雄平
佐藤敬一 須賀川市小作田字山 マッサージ 施術所の所在地 指定年月日
ノ坊四六―八 ふれあい心 須賀川市大町一六八備 平成二十一年四月一日
のサービス 前屋ハイツ―〇―一

須賀川店 須賀川市 郡山市名郷田二―六―六 平成二十二年二月四日

影山美穂 田村郡三春町字山中 レイス治療 院 平成二十二年二月四日

福島県告示第三百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成二十二年六月八日

（社会福祉課）

氏名 住所 施設所名 施設所の所在地 指定年月日
矢口守夫 双葉郡双葉町大字新 矢口接骨院 双葉郡双葉町大字新山 平成二十二年一月二〇日

太田よしみ 福島市太平寺字兒子 メイプル接 福島市郷野目字師々田 同 年三月一日

鳴原孝文 南相馬市原町区栄町二 鳴原接骨院 南相馬市原町区栄町二 同 月一五日

（社会福祉課）

福島県告示第三百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定を受けた施術者から当該施術者の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十二年六月八日

氏名 住所 施設所名 施設所の所在地 廃止年月日
鳴原清勝 南相馬市原町区栄町 鳴原接骨院 南相馬市原町区栄町二 平成二十二年三月七日

（社会福祉課）

福島県告示第三百九十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十二年四月一日救急病院として認定した。
平成二十二年六月八日

名称 所在地
福島県知事 佐藤 雄 平
認定有効期限

財団法人ときわ会常磐病院 いわき市常磐上湯長谷町上ノ 平成二五年三月三十一日
台五七番地

（地域医療課）

福島県告示第三百九十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十二年五月二十一日救急病院として認定した。
平成二十二年六月八日

名称 所在地 認定有効期限
医療法人誠励会ひらた中央病 石川郡平田村大字上蓬田字清 平成二五年五月二〇日
院 水内四番地

（地域医療課）

福島県告示第四百号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十二年五月二十七日救急病院として認定した。
平成二十二年六月八日

名称 所在地 認定有効期限
福島県厚生農業協同組合連合 南相馬市鹿島区横手字川原二 平成二五年五月二六日
会鹿島厚生病院 番地

（地域医療課）

福島県告示第四百一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、認定した次の救急病院の開設者は、救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した。
平成二十二年六月八日

名称 所在地
竹林病院 いわき市平字堂根町二一三
いわき市立常磐病院 同 市常磐上湯長谷町上ノ台五七

（地域医療課）

福島県告示第四百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十二年六月八日から同年七月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課

市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ダルマドラッグ福島笹谷店 福島県福島市笹谷字出水上二番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、須賀川市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十二年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称
長沼町
- 二 成果の名称
岩瀬郡長沼町大字長沼の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、伊達郡国見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十二年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称
国見町
- 二 成果の名称
伊達郡国見町大字泉田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十二年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	双葉郡川内村大字下川 内字手古岡四九六番一 地先から	変更前	五・〇〇	四一〇・〇
	同 郡同 村大字下川 内字手古岡一〇四七番 地先まで		三三・〇	
	双葉郡川内村大字下川 内字手古岡国有林一二 五林班地先から	A	五・〇〇	五四八・九
	同 郡同 村大字下川 内字手古岡一九四番一 地先まで		三五・〇	
	双葉郡川内村大字下川 内字手古岡四九六番一 地先から	B	一一・〇〇	一、七三三・〇
	同 郡同 村大字下川 内字手古岡一九四番一 地先まで		七四・〇	
	双葉郡川内村大字下川 内字手古岡四九六番一 地先から	変更後	一一・〇〇	一、七三三・〇
	同 郡同 村大字下川 内字手古岡一九四番一 地先まで		七四・〇	

変更前
変更の別

敷地の幅員
(メートル)

延 長
(メートル)

変更後

敷地の幅員
(メートル)

延 長
(メートル)

変更前

変更の別

敷地の幅員
(メートル)

延 長
(メートル)

福島県告示第四百六号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 河川の名称

一 級河川阿武隈川水系谷津田川
 二 河川管理施設の名称又は種類
 左右岸堤防

三 河川管理施設の位置

左岸 西白河郡西郷村大字小田倉字向原七十八番一地先から同郡同村大字小田倉字向原八十六番一地先まで

右岸 西白河郡西郷村大字小田倉字前原四番九地先から同郡同村大字小田倉字前原十六番一地先まで

四 管理を行なう者の氏名及び住所

道路管理者 西郷村長 佐藤 正博 西白河郡西郷村大字熊倉字折口原四十番地

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもの）
 ばら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から護岸天端までの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は同法第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）
 平成二十一年十二月二十八日から道路の存続する日まで

（河川計画課）

公 告

公告第二百三十七号

平成二十二年福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。
 平成二十二年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験を実施する職種

情報に関する技術職、原子力に関する技術職、臨床検査技師、福祉、職業訓練指導員（電気）、職業訓練指導員（機械）及び職業訓練指導員（観光）

二 試験期日

平成二十二年七月二十九日（木）

三 受験申込受付期間

平成二十二年六月八日（火）から同年七月十六日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）

四 受付窓口及び問い合わせ先

1 情報に関する技術職

福島県企画調整部企画調整総室企画調整課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七一一〇八）

2 原子力に関する技術職
 福島県生活環境部生活環境総室生活環境総務課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七一一五五）

3 臨床検査技師及び福祉
 福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七二一九）

4 職業訓練指導員（電気）、職業訓練指導員（機械）及び職業訓練指導員（観光）
 福島県商工労働部商工労働総室商工総務課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七二六九）

（人事課）

公告第二百三十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
 平成二十二年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年五月二十七日

二 名称

特定非営利活動法人もりの駅まごころ運営協議会

三 代表者の氏名

熊谷 清

四 主たる事務所の所在地

福島県相馬郡飯舘村関根字谷地向百六十九番地九

五 定款に記載された目的

この法人は、産地形成促進施設もりの駅まごころの円滑な運営を推進し、地域住民が農業を中心とした農産物及びその加工品等の販売を通して、文化、人材などの地域資源を生かした情報の発信、及び交流を図りながら地域産業の振興を進め、地域住民の生活向上と地域の活性化並びに都市農村の交流を伸展し、公益の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第二百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年五月三十一日
- 二 名称
NPO法人しらかわスポーツ施設利用者会
- 三 代表者の氏名
有賀 常男
- 四 主たる事務所の所在地
福島県白河市北中川原三十番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、白河市民のみならず近隣地域の住民に対して、スポーツ文化活動を通じて、住民の健康増進と体力の向上を図り、各種スポーツ団体の活動支援や子ども健全育成と人づくりと共にまちづくりに貢献できる人材育成に関する事業等を行い、スポーツ施設等の企画、管理、運営を充実させ、少子高齢化社会対策の一助となる総合型地域スポーツ振興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年五月二十七日
- 二 名称
特定非営利活動法人SWEELL・IN・FUKUSHIMA
- 三 代表者の氏名
穴澤 由美
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市笹谷字横道一番地の十三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者や不登校児等に対して、教育、就労支援、生活支援に関する事業を行い、生涯生活を豊かに過ごすことが出来るようにすることを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年五月二十八日
- 二 名称
特定非営利活動法人生涯学習プロジェクトもとみや
- 三 代表者の氏名
遊佐 信市
- 四 主たる事務所の所在地
福島県本宮市本宮字矢来三十九番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、自主的な学習や文化・スポーツ活動を求める地域住民に対して、生涯学習の環境整備と活動支援に関する事業を行い、生涯学習活動の振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百四十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成二十二年六月八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 免許の取消しをした年月日
平成二十二年五月二十八日
- 二 免許の取消しを受けた二級建築士の氏名
加羽澤 勇
- 三 登録番号
第五千百一号
- 四 免許の取消しの理由
建築士法第九条第一項第一号の申請があったため

(建築指導課)